

様式1

福祉サービス第三者評価結果報告書
【児童福祉分野（保育所）】

【受審施設・事業所情報】

事業所名称	ふじのもり保育園	
運営法人名称	社会福祉法人ユニバーサルケア	
福祉サービスの種別	保育所	
代表者氏名	園長 中面谷 薫	
定員（利用人数）	110名	
事業所所在地	<p>〒 553-0005 大阪市福島区野田6-5-41 リバーガーデン福島N101</p>	
電話番号	06 - 6460 - 6060	
FAX番号	06 - 6460 - 6062	
ホームページアドレス	https://u-care.or.jp	
電子メールアドレス	fujinomori2006@gmail.com	
事業開始年月日	平成18年4月1日	
職員・従業員数※	正規 18名	非正規 3名
専門職員※	<p>保育士13名 栄養士1名 調理師4名</p>	
施設・設備の概要※	<p>[設備等] 20階建てマンションの1階部分 保育室: 0歳児、1~3歳児、4~5歳児</p> <p>職員事務室、調理室、更衣室&ミーティングルーム トイレ（乳児・幼児・職員用）、園庭</p>	

※印の項目については、定義等を最終頁に記載しています。

【第三者評価の受審状況】

受審回数	1回
前回の受審時期	平成 29 年度

【評価結果公表に関する事業所の同意の有無】

評価結果公表に関する事業所の同意の有無	有
---------------------	---

【理念・基本方針】

【保育理念】愛情あふれるきめ細やかな保育の実践

【法人理念】私たち「社会福祉法人ユニバーサルケア」は全園児と保護者に対し、健やかな家族愛の実現を目指し、愛情と心配りを根源とする保育サービスの提供に努めます。

【施設・事業所の特徴的な取組】

【子どもの権利を尊重する組織風土】

子どもの「自立」と「自律」を育む「ほっとライン部会」を園内に設置。CAPプログラム（子どもがあらゆる暴力から自分を守るために教育プログラム）を導入。認定講師による職員向け・5歳児園児向け・5歳児保護者向けワークショップを毎年実施し、職員は人権意識を磨き、保護者と力を合わせ、園児の安心・自信・自由を大切にしています。また、支援者である職員も健康でいられるよう、チームでメンタルヘルス向上に努めます。

【こだわり給食と食育活動】

給食では極力国産の食材を使用し、主食のコメには栄養価に優れ消化吸収も良い金芽米を導入しています。その都度出汁をとる汁物、手作りのカレールーなど安全でおいしい給食提供を目指します。日々の給食、栄養のお話しや園庭栽培などを通し、生涯にわたって体に良いものをバランスよく摂取できるような食行動の基礎を培います。

【専門講師による多彩なキッズプログラム】

外部から専門講師を招き、『キッズプログラム』を導入しています。

- 幼児期より英語や外国人と慣れ親しんで貰うことを目的とした『キッズABC』
- 音楽を使って身体的・感覚的・知的に子ども達の成長を促すことを目的とした『キッズリトミック』
- リズム感やバランス感覚、運動能力の発達を目的とした『キッズダンス』
- 4歳児後半より「和太鼓ことはじめ」を開始し、和太鼓の演奏を通して表現することの楽しさ、仲間と響き合うことの心地よさを目指し、就学に向けての土台を育みます。

これらのプログラムを各年齢の発達段階に合わせて実施し、子どもたちの健全な成長を促しています。

【評価機関情報】

第三者評価機関名	保育アセスメント株式会社
大阪府認証番号	270060
評価実施期間	令和6年9月26日～令和7年2月17日
評価決定年月日	令和7年2月24日
評価調査者（役割）	2301C022（運営管理委員） 2301C024（専門職委員） ()

【総評】

◆評価機関総合コメント

社会福祉法人ユニバーサルケアは、福島区、城東区、住之江区で3園を経営しています。そのひとつ「ふじのもり保育園」は、JR、阪神電鉄の西九条駅から徒歩7分の距離に位置しています。都会のど真ん中にありながら、保育園が入居する高層マンション（452世帯）は緑地エリアも多く、子どもたちが過ごすにも恵まれた環境と言えます。園庭もありますが、マンション敷地内の公共スペースの緑地エリアも活用できるほか、近隣の公園も活用しながら戸外遊びを行っています。職員間の仲が非常によく、採光のよい保育室は、仕切の壁がないワンフロアで見通しが良い環境にあるため、職員同士で助け合う精神が浸透しているほか、園児数が80名程度と中規模なこともあります。どの職員でもすべての子どもと保護者のことがわかるアットホームな園となっています。また、特筆すべき点として、園舎隣室に『ふじのもりBASE』が設置され、パウダールームを備えた快適な更衣室兼休憩スペースでは、職員が仕事に向かう英気を養ったり、疲れを癒したりする憩いの場となっており、フリースペースは職員研修やプライバシーに配慮した保護者面談室としても活用されています。

◆特に評価の高い点

【子どもの権利を尊重する組織風土】

CAPプログラム（子どもがあらゆる暴力から自分を守るために教育プログラム）を導入しています。これは、子どもが自分の心と体を大切にして生きていくための人権意識を育むと同時に、誘拐やいじめ・性暴力などの様々な暴力から自分を守るためにできることを考えたり話し合ったりする参加体験型学習プログラムです。認定講師により職員向け・5歳児向け・5歳児保護者向けワークショップを毎年実施することにより、子どもが生まれながらに持っている内なる力を信じ、その力を活性化させるとともに、自尊感情を育んでいます。また、この活動により、子どもの権利を尊重する組織風土が出来ており、当園の保育に関する保護者満足度も非常に高い結果となっています。

【ワンフロアで家庭的な異年齢保育】

1歳から3歳までの3学年と4歳5歳の2学年が、それぞれ壁のない一面見渡せるワンフロアで過ごす保育環境が大きな特徴で、年齢ごとの保育と異年齢保育が自然な形で融合し、子どもたちは楽しく過ごしています。自由遊びの時間は、高学年の子が低学年の子を思いやりの気持ちをもって受け入れ一緒に遊ぶ環境が自然に作られており、異年齢が一斉に集まって行われる日々の様々な活動においても子どもたちはしっかり先生の話を聞けています。また、ワンフロアで仕切がない環境により、職員たちが絶えず見えるところで保育をしていることから、年齢を超えてお互いに助け合うことができるほか、すべての子どもの顔と名前を憶えられることや、不適切保育が構造的に起きにくいなど様々な効果が見られます。尚、0歳は専用の広々とした居室が用意され、家庭的で1人ひとりに寄り添った保育が行われています。

【こだわり給食と食育活動】

乳・卵アレルギーの子どもでも、友達と同じ給食が食べられるようにと、乳・卵を排除した給食を提供しています。開園当初から食育に力を入れており、出汁も昆布と鰹節から引いて取ることや国産食材にこだわるなど、安全安心のおいしい給食・おやつを実現しています。ちょっと珍しいこととして、3歳以上の子どもには午前のおやつとして煮干しやするめが提供されているほか、毎月新メニューを提供することで、たくさんの食材や料理との出会いを楽しめるよう心掛けています。また、2カ月に1度、世界の料理（令和6年度は、ハワイ、ブラジル、スペイン、イギリス、中国、南インド）を提供しているほか、園庭では野菜の栽培をしたり、芋掘りやみかん狩りに行くなど、食に興味を持てるような様々な取組を行っています。

【和太鼓、英語、音楽、ダンスのキッズプログラム】

外部から専門講師を招き、毎週水、木、金は『キッズプログラム』が行われています。また、水曜日は、英語や外国人と慣れ親しんで貰うことを目的とした『キッズABC』。2歳から5歳までがいっしょに楽しむ英語プログラムです。金曜日は、音楽を使って身体的・感覚的・知的に子ども達の成長を促すことを目的とした『キッズリトミック』。こちらは年齢別に実施されています。木曜日は、リズム感やバランス感覚、運動能力の発達を目的とした『キッズダンス』。これらのプログラムを各年齢の発達段階に合わせて実施し、子どもたちの健全な成長を促しています。

さらに、同一法人の系列園の中で当園ならではの取組みとして、4歳後半から『和太鼓』を取り入れ卒園までの取組を通じて、就学前に育ってほしい「10の姿」へと繋げています。

◆改善を求められる点

【地域との交流・地域貢献】

保育所が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための具体的な取り組みを積極的に行っていくことが求められています。保育所のもつ専門性や特性を活かした取り組みも保育所としての重要な役割として認識し、今後は地域貢献に積極的に取り組むことを期待します。

【リスクマネジメントにおける書類整備】

事故報告・ヒヤリハット報告への職員の認識はありますが、ヒヤリハットを収集するための工夫が必要です。保育の質の観点から職員の共有をはじめ要因分析・改善策・再発防止策を図るためにも、収集しやすい記録の見直しを期待します。

【自主的に遊びを選択できる環境の整備】

自由遊びの際に幼児クラスにおいては意見を聞き取り入れるようにはしているものの、基本的に玩具などは倉庫やロッカーに仕舞われているため、今後は保育生活の中でも自由に玩具や遊びを選択できるような環境づくりを心がけ、子どもの主体性を育むより一層の取り組みを期待します。

◆第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

2017年以来、2度目の受審にあたり、マニュアルや規程の総点検等、時間かけて取り組んで参りました。コロナ禍を経て感染拡大予防対策に関するマニュアルはより厳重なものとなり、誤嚥事故防止や、災害時対応、園外保育の安全確保におけるリスクマネジメントもより高い意識が要求されていることに7年前との変化を感じました。社会情勢や環境の変化に適応した安全な管理、運営を行うことの重要性を再認識することができました。さらにはそのような中で、地域の子育て支援を担う施設として、利用される保護者の方や子どもたちのニーズを丁寧にキャッチし、保育サービスに反映させる使命感もより明確なものとなりました。また、マニュアルの再考や職務評価にあたっては、職員一丸となって取り組み、キャリアの長短にかかわらず職員全員が当事者意識を持って「より良いふじのもり保育園」を能動的に目指して行動する貴重な機会となりました。この歩みを止めることなく、評価で見えてきた課題にも積極的に取り組み、選ばれる施設づくりに努めて参ります。

◆第三者評価結果

・別紙「第三者評価結果」を参照

第三者評価結果

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

		評価結果
I - 1 理念・基本方針		
I - 1 -(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I - 1 -(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	
(コメント)	<p>自社ホームページや園内の掲示に保育理念である「愛情あふれるきめ細やかな保育の実践」が明示されており、園の目指している保育が読み取れます。職員に向けては、年度当初に開催される全職員参加のキックオフミーティングにおいて理念や方針が確認され、保育目標や保育テーマが年度ごとに定められることで、職員の行動規範となるように工夫されています。また保護者に向けては、入園のしおりに理念が掲載されることで周知されるだけでなく、クラス懇談会や保育参観で定期的な確認、園内の掲示で日常的な確認によって、広く周知できるように努めています。</p>	
I - 2 経営状況の把握		評価結果
I - 2 -(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I - 2 -(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	
(コメント)	<p>法人の統括園長が大阪市私立保育連盟理事として、理事会・ブロック会・部会等の会議に参加し、その中で他施設と情報共有や意見交換を行うことで、社会福祉事業や保育園運営について動向を把握・分析しています。当園の園長は、福島区の社会福祉協議会会議・要対協・食育会議等の地域の各会議に出席することで、地域の動向や課題について把握・分析しています。経営状況については、社会情勢や近隣の大規模マンション計画等を踏まえて、法人理事長および監事と半期に一度協議しています。</p>	
I - 2 -(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	
(コメント)	<p>月次資産管理表や入園児数のデータをもとに、法人理事長および監事と半期に一度協議を行い、運営状況の情報共有・課題解決について検討されています。この検討された内容は、法人の役員間にとどまらず、管理職とも定期的に共有し、全職員へは四半期に一度開催される全体ミーティングの中で状況を報告するとともに、課題解決の必要があるものに関しては、その場で検討されています。</p>	

		評価結果
I - 3 事業計画の策定		
I - 3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I - 3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。		a
(コメント)	法人で令和6年度から5年間の第三次中期計画が策定され、4月に開催されるキックオフミーティングで全職員と情報共有されています。重点項目として、(1)経営組織(2)事業管理(3)财务管理(4)人事管理の4項目を挙げ、それぞれの項目について、具体的な課題を挙げており、半期ごとに理事長と監事(税理士)に中間報告を行い、運営状況に対し適切なアドバイスを仰いでいます。	
I - 3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a
(コメント)	第三次中・長期計画を踏まえ、令和6年度の事業計画が策定されています。令和6年度の保育目標は、「ひとりひとりの心の声に耳を傾け、気持ちに寄り添いながら安心して自己発揮できる保育」～成長の目まぐるしい子ども達の毎日は未来そのもの 心も身体もぎゅっと抱きしめて 輝く未来へと育んでいく保育を実践！～と明示しています。また、保育テーマとして、「HUG～輝く未来を抱きしめて～」を掲げています。さらに、令和6年度の重点項目としては、(1)保護者との関係づくり(2)給食に対する取組み(3)保育活動(4)職員の協力体制と資質向上の4項目を挙げ、「令和6年度ふじのもり保育園事業計画」として明文化されています。	
I - 3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I - 3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。		a
(コメント)	あそび部会、食育部会、ほっとライン部会(人権)、インクルーシブ部会(特別支援)、リスクマネジメント委員会等の部会を組織しており、各部会からの意見を集約して事業計画へ反映することで、職員が事業計画に関わるように工夫しています。また、年度当初のキックオフミーティング、半期ごとの全体ミーティング、半期ごとの個人面談など、定期的に事業計画の進捗を確認し、確認された課題については、管理職会議で協議して事業計画の改善に取り組んでいます。	
I - 3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。		a
(コメント)	4月の保護者向け「ふじのもりだより」に、保育理念・保育目標・保育テーマを掲載するとともに、入園式後のオリエンテーションにて、再度担任から保護者へ資料を使って丁寧な説明を行っています。毎年5月に開催される、クラス懇談会においても資料に基づき説明を行い、保護者がより理解・共感しやすくなるように工夫しています。さらに、毎年11月に実施する保育参観では保育目標や保育テーマの取り組みの中間報告をしており、保護者が事業計画も身近に感じられるようにしています。	

		評価結果
I - 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I - 4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I - 4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b
<p>(コメント)</p> <p>職員の自己評価をもとに、個別に面談で振り返ることや目標達成シートを活用したサポートを行っていますが、本評価基準項目では、組織やマネジメントの振り返りとPDCAサイクルを評価するもので、保育士のスキルアップ以上に組織のスキルアップが重要となります。この組織的な仕組みの構築は、今回の第三者評価受審に伴って取り組んだ「施設の自己評価」を第三者評価の受審の年ではない年も含めて毎年実施し、PDCAサイクルが組織的に定着することが求められます。</p>		
I - 4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b
<p>(コメント)</p> <p>この項目は I - 4-(1)-① と連携した質問であり、ここでは、施設の自己評価または第三者評価に基づいて課題を明確にし、計画的な改善策を実施しているかを評価する項目です。今回の第三者評価の受審を受けて、また、第三者評価受審していない年度は、組織として施設の自己評価を行い、把握された改善すべき課題を文書化して職員間で共有し、課題ごとに担当者や期限、改善方針を定めて計画的かつ組織的に改善に取り組むことを期待します。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

評価結果

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
-----------	----------------------------------	---

(コメント) 毎年度運営方針と目標を設定し、年度当初に実施するキックオフミーティングにて全職員に周知徹底しています。各種勉強会や研修にも積極的に参加して得られた情報を職員ミーティングを通じて全職員と共有しています。園長は自らの役割と責任を含む職務分掌について、「保育マニュアル」に文書化するとともに、職員に周知しています。また、「防災マニュアル」等で施設長・管理職・担当者それぞれの権限や役割を明確化し、事故災害時には、指揮監督の優先順位をマニュアルに明示し、不在時の代理者、有事発生時に最短時間で園に戻れるよう、日頃から意識しています。

Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
-----------	------------------------------	---

(コメント) 園長は法人・施設の運営について、全国社会福祉法人協議会の倫理綱領、こども基本法の理念に基づいて行い、透明性の確保や自浄作用を高めるために、定期的にコンプライアンス研修にも参加しています。また、労働基準法や人権に関する内容等、法人・施設運営に必要な知識を幅広く理解するために園長は研修に参加しており、順守すべき法令を把握するように取り組んでいます。このような研修で得た知識、例えば人権や不適切保育・不正運営については、詳細な事例を交えて法人内研修で職員に共有しています。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
-----------	--------------------------------	---

(コメント) 保育を営むにあたり、子どもの姿、保護者の願いを汲み取り、子どもたちにとって最善の育ちを保障できているか、また最善の育ちとは何かを追求し、そのために必要な教育・研修の充実を図っています。とりわけ職員へは、めざすべき姿とその根拠となる考え方を丁寧に伝えるようにしており、必要に応じて職員研修をスキルや個人の能力に合わせて行うほか、本人の希望にも配慮していますが、今後は更なる保育の質の向上に向け保護者アンケートを毎年実施して、定期的・継続的に評価・分析を行い、組織的に取り組むことを期待します。

Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
-----------	--------------------------------	---

(コメント) 園長は、月次資産管理表をもとに法人理事長・監事・会計業務委託会社と打ち合わせを行い、幅広い視点で経営改善に向けて協議を行っています。職場づくりにおいては、85名の園児に対して配置基準を上回る人員を配置し、完全週休2日制、100%近い有給消化率、残業時間はほぼゼロ等、働きやすい環境を整えています。

評価結果

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
(コメント)	理念に基づき園に必要な能力を明らかにして、①子どもが好きで保育に対する熱意のある人、②向上心・探求心を持つ人、③洞察力・危機管理能力・課題解決力を持つ人、④コミュニケーション能力・共感力を持つ人、⑤体力がある人の5点を、求める保育士像として明文化しています。この保育士像をもとにして、人材紹介会社は使わず、各種「就職フェア」やハローワークなどで人材確保・採用を実施しています。当園は現在勤続年数の長いベテラン中心の組織になっており、離職率も低く人材不足にはなっていませんので、今後は、将来を見据えて新人保育士確保と育成のための具体的な計画や目標設定等した上での採用活動をすることを期待します。	
II-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	a

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
(コメント)	令和6年度現在、保育業界ではまだ少ない完全週休2日制を開園当初から導入しているほか、年度途中に個人の有休取得状況を確認して残日数が多い職員へは計画的な有休取得を促しています。職員の家族（育児や親の介護、ペットの治療等）のケアのために必要な休暇取得にも理解を示し、個々の生活背景などにも配慮しながら就労が持続可能となるような勤務体制の整備に努めています。また、更衣室＆休憩室として、保育園のとなりに広い快適な別室を用意していますので、職員は仮眠を取るなどゆったり休憩がとれるほか、保護者も含めプライバシーに配慮した面談もこのスペースを活用して行えます。	

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
(コメント)	令和6年度は職員一人ひとりに対して、年度当初に保育の質向上するために、自分は何ができるかという、目標達成のための行動シートを記入させて、その内容について年度末に園長と面談し振り返る予定です。また、毎年、自己評価シートを配布し、現状自己分析と年度末の振り返りを園長面談で行います。このような取組により職員一人ひとりの育成に向けて積極的に取り組んでいます。	

II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
(コメント)	法人で作成された「人材採用計画・人材育成（研修）計画」に基づき、受講する研修内容については分野別に人員を選別し適材適所・それぞれの目指すキャリアに合致した研修を受講するように、また一部の職員に偏らないように配慮はなされています。研修参加者は報告書を作成し、職員会議などで参加者以外の職員に報告する仕組みとなっています。	
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
(コメント)		
	キャリアアップ研修は、費用を全額施設負担とし全職員公平に受講させています。法人研修はテーマを決め年2～3回実施、全職員が同じ環境・同じ内容の研修を受講することにより、偏りのない知識向上を図っています。新任職員に対しては、入職時のオリエンテーションとキックオフミーティングにて保育理念・保育目標を周知しており、私保連新人研修に参加させ、保育士の心構えから社会人としての基礎を学ばせています。乳児クラス・幼児クラスすべてにおいて複数担任制を導入することで、各クラスリーダーがチューターとなり、新任職員の育成及び相談等に対応しています。	
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
(コメント)	実習生受入マニュアルを作成し、実習生の受入に関する基本姿勢や体制・対応について明文化されています。また、実習生等の受入時にはオリエンテーションを実施し、理念や目標を説明することで、保育という専門職種の特性が共有されやすくなるよう工夫されています。さらに、実習生の実習前・実習中には養成校担当者、実習後には実習生とそれぞれ面談を行い、より良い実習体制を構築できるように取り組んでいます。	

評価結果

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
---------------------------------------	---

(コメント) ホームページにおいて法人及び施設の保育理念・保育目標はもちろんのこと、定款、役員報酬、運営規程、決算書類なども公開されています。また半期ごとに苦情・申立情報も公開しています。日々の保育活動の様子などは、ドキュメントを通じて保護者限定で保育の様子を公開しています。また、大型マンションの中にある保育園なので、管理組合の方や住民の方にも積極的に情報を公開しているのはもちろん、赤ちゃん広場・あいあいまつり・食育展等でも自園の保育活動を知ってもらえる場として活用しています。

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	---

(コメント) 会計・経理等に関して、透明かつ自浄作用の効く組織作りのため、会計組織を明確化し運用しています。出金に関しては、すべて出金伝票にレシートを貼付し担当者→責任者→統括責任者のトリプルチェックを実施しているほか、それらを基に作成した月次試算管理表を、定期的に理事長及び監事(税理士)のチェックも受けています。一定以上の支出には稟議書を申請することで支出の管理を実施しています。今後は、税理士である監事以外の外部の専門家からの支援を受けることで、さらに公正かつ透明性の高い法人の経営・運営を行うことが期待されます。

評価結果

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
---------------------------------------	---

(コメント) 野田恵美須神社への新年祈祷授受は年長児の恒例行事となっており、就学後も野田の街に愛着をもち、地域の方に見守られながら育っていけるよう願いを込めて丁寧に取り組んでいます。赤ちゃん広場・あいあいまつり・食育展等に参加しているほか、福祉施設への訪問もしたり、地域で行っている老人給食に参加して、歌や踊りを披露しています。区役所で行われている「赤ちゃん広場」では、保育士が手遊びやペーパーサーツなどを行い、地域の赤ちゃんをもつ方々との交流を行いその後の入園にも繋げていますが、今後は、さらに地域との交流を広げるための年間計画を作成し、積極的に交流していくことを期待します。

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
---	---

(コメント) ボランティアの受入について、ボランティア受入マニュアルを作成しており、基本姿勢が明文化されています。また、ボランティアの受入に際しては、法人および園の保育理念・保育目標を説明しており、専門職でなくとも園における子どもとの関わりや行動について、意識の共有を図っています。他にも、地域の中学校の就業体験を受け入れており、学校教育への協力も積極的に取り組んでいます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
(コメント) 社会資源資料として行政発行の「ひとり親家庭サポートブック」、「わくわく子育て応援マップ」、病児保育資料や放課後ディイ各種資料等を準備し、適宜保護者や来園者に配布するとともに相談にも応じています。また、福島区の社会福祉協議会会議や要対協会議・食育会議等に随時参加し情報共有に努めています。特に要対協見守り対象児が在籍している場合には、こども相談センターと福島区役所とは密に連携を図り、園内でも一部の関係者(管理職・担任等)とは定期的に会議を実施して、対象児の家庭をサポートしています。		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

Ⅱ-4-(3)-①	地域福祉のニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
(コメント) 社会福祉協議会が育成するスマイルサポーター（地域貢献支援員）を2名配置し、地域の福祉課題やニーズを共有し、広く活用してもらえる看板を設置している、見学者対応時に、利用希望者世代のニーズ把握する機会として捉えていますが、今後は地域の関係機関・団体との連携、地域の各種会合へ積極的に参加したり、地域住民との交流などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めることを期待します。		
Ⅱ-4-(3)-②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
(コメント) 地域貢献活動としては、区の食育祭り・保育フェア、社協主催の「あいあいまつり」等に園としてブースを設け、園の活動や子育てに役立つ情報を発信しています。被災時に、できるだけ早期に保育を再開できるよう計画し、災害時にも地域の子育て支援に貢献できるよう取り組んでいます。当園が所属しているマンション管理組合協力のもと実施される避難訓練や勤労感謝の気持ちを伝える交流など園と子どもたちを地域に受け入れて頂くための活動を積極的に実施しています。災害対策においては、水・アルファ米・乾パン・簡易トイレ等の各種防災グッズを用意しています。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

評価結果

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
(コメント)		
	法人内で「子どもの権利推進規定」を策定している他、「CAPプログラム」(子どもをあらゆる暴力から守る・人権を守るためのプログラム)を本園独自で導入し、職員のみならず、5歳児の園児とその保護者に向けワークショップや研修を毎年実施しています。また、「ほっとライン部会」を設置し、子どもを尊重した保育についての勉強会を定期的に開催する等、常に職員一人ひとりが人権を重んじながら子どもに接する事の出来る環境が整っています。	

Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
(コメント)		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
(コメント)		
	利用希望者に向けての案内は園のパンフレットやホームページを設置しています。また、園見学の際には、書類やドキュメンテーションを用いて園の様子を捉えやすいよう工夫し、些細な質問にも丁寧に対応するよう心がけ、質疑応答の時間も十分に設けています。電話での問い合わせにも都度対応している他、区の催しにも積極的に参加し、手作りポスターを掲示して利用希望者にも情報を提供するよう努めています。	
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。		
(コメント)		
	保育の開始や変更については、入園説明会の際や入園後においても書類やドキュメンテーション等を作成し、各家庭にお便りとして配布やお知らせ等も都度園内に掲示しており、保護者等にわかりやすく周知できる体制が整えられています。また、方針が大きく変更する際には適宜同意書を得ています。保護者対応についての各マニュアルを整備しており、職員間での共有、対応のルールや組織図を示し、細やかに運用できるようにしています。	

III-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
(コメント)	保育要録を作成し、必要に応じて小学校へ児童の詳細の申し送りを行っています。就学前の転園についても、転園先の園や行政に必要があれば児童の申し送りを行い、環境の変化になるべく戸惑いが生じないよう努めています。卒園児をはじめ、保護者へ卒園後においても子育てについて相談に応じる案内を行ったり、タイムカプセルを作り同窓会等の行事に引き続き参加しやすい環境を作っています。	
III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
III-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
(コメント)	様々な行事後においては子ども一人ひとりの満足が得られるものであったかを子どもの様子や感想から把握したり、保護者アンケートを実施していますが、定期的に日々の保育の様子についてやその年度についての保育に関する意見を収集する体制が十分であるとはいえない。今後は一層のサービスの向上を目指した保護者アンケートを毎年実施し、継続的かつ組織的に行える仕組みづくりを期待します。	
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
III-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
(コメント)	苦情解決についての体制はホームページや重要事項説明書で明文化されており、担当者・役割・フロー等が確立されています。利用者からは意見しやすいようにホームページからと園内にご意見箱を設置して、匿名性を担保しつつ幅広くかつ意見が言いやすい環境づくりに配慮しています。苦情受付の記録もあり、苦情者へのフィードバックや公表も行わわれています。	
III-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
(コメント)	クラス懇談会や個人懇談会を年に定期的に設け、日々の保育生活においても送迎時や連絡帳にて相談や意見を述べやすいよう、保護者との関わり方を大切にしています。担任だけでなく他の職員でも対応ができるよう職員間で内容を共有し、意見があった際には必要があれば保護者等に周知しています。また、各機関への相談窓口の案内やパンフレットなどの設置も行っており、本項目においての体制が整っています。	
III-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
(コメント)	「入園のしおり」に保護者が相談や意見がある際にどの様にすればよいか、わかりやすく組織図や方法、意見箱の案内等を明示しています。相談や意見があった際には各マニュアルに沿って迅速に対応、解決へと園が一丸となって取り組んでいます。緊急性のあるものにおいてはその日に連携を図り、会議を行うなど保育の質の向上に努めています。また「子育てアドバイザー」の資格保有者もあり、各保護者に対して適切なフォローアップが行えるような体制が整っています。	

III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

III-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
(コメント)	「重大事故防止マニュアル」「園外保育マニュアル」「防犯対策マニュアル」等が策定されており、それらに基づき消防署とも連携しながら定期的に事故等を想定した研修が行われています。また、園内でヒヤリハットの事例について要因分析の実施と対応策をクラスや全体ミーティングで議論し改善を行っていますが、今後はヒヤリハットの事例を職員がより簡単に記入できるよう作成書式の改善をするなどし、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に図られることを期待します。	
III-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
(コメント)	本園では副園長が主となり、感染症予防における体制を整えています。「保健のしおり」や「感染症対応マニュアル」「保育衛生・健康マニュアル」を整備し、それらに基づいて衛生管理や蔓延防止に努めています。また、感染症の流行の時期になると「保健だより」を適宜配布したり、玄関先に掲示を行う等して保護者に注意喚起を行っています。更に、定期的に職員会議等で感染症や嘔吐処理についての研修会を行ったりして感染症予防に努めています。	
III-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
(コメント)	「防災避難マニュアル」「緊急時対応マニュアル」「安全確保安全対策マニュアル」「避難計画書」を整備し、それらに基づき災害の種類に応じた避難訓練を、消防署とも定期的に連携を図り実施しています。各保育室に防災頭巾を設置し、万が一災害が起きた際には子ども自らも安全な場所の理解ができるよう、日ごろから安全エリアを示しています。備蓄品の管理や、安全確保の確認方法として「引き渡しカード」や「災害カード」等を整備しています。各行政への連携先の組織図を各マニュアルに明示し安全確保に努めているといえます。	

評価結果

III-2 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

III-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
(コメント)	「保育マニュアル」「業務基本マニュアル」を整備し、職員ごとに保育の実施方法についての差異がないよう努めています。マニュアルに関連する事案発生に応じて、内容の精査や改善が行われていますが、保育についての標準的な実施方法が個々で確実に実施されているかどうかという確認方法が十分であるとは言えません。今後はチェックリストなどを用いて標準的な保育の実施がされている事が確認できる仕組みづくりを期待します。	

III-2-(1)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
(コメント)	標準的なマニュアルは行政や法人のマニュアルとは別に、施設独自のマニュアルを作成し、定期的かつ関連事案発生の都度見直され、内容は職員の意見を反映したものになっています。また「目標シート」と「自己評価シート」を用い、園長が職員に対して面談を通して実施方法の確認や見直しをする仕組みがあります。ミーティング（クラス・月案・アレルギー・主任）や部会（遊び・食育・人権）を通して標準的な業務内容を見直す仕組みがあり、質の高い保育の実現を目指しています。	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
III-2-(2)-①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
(コメント)	「年間指導計画案」「月案」「週日案」「個別指導計画案」等は担任、主任、副園長、園長が連携を図り、指導計画を策定しています。また、巡回指導や専門的な外部の講師を園へ招き、実際に子どもの様子を見てもらった上で助言を参考に、より的確なアセスメントが行えるように案の構築に取り組んでいます。入園児の際には「面談シート」を用いて個々の発達に応じた内容にしている他、更には保護者の意見を踏まえながら指導計画を策定しています。	
III-2-(2)-②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
(コメント)	年間指導計画は四半期ごとに定期的に振り返る仕組みになっています。各クラスの見直しは毎月初の月案ミーティングにて計画を立案し、意見を出し合うことで検討をしています。具体的な計画内容や見直しをした後、変更になった内容は定例ミーティングや連絡ノートにて職員に周知しています。行事終了後は速やかに反省点を記録し、検討会議を行うことで内容の課題や見直しをした後に反映できるようにしています。	
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
III-2-(3)-①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
(コメント)	日誌・月案・発育の記録にて、個々の子どもの様子や月・期毎の成長発達・生活状況について記録保管しています。保護者に入園前の子どもの発育状態や生活状況を聞き取ることや在園後も保護者面談、送迎時、連絡ノートなどを通して子どもの状態について把握しています。内容は職員ミーティングを通して職員間で共有しています。気になる事象があった（保護者の様子を含め）際、エピソード記録に記録し、園全体で共有することで継続した見守りができるようにしています。職員の連絡ノートは事務所に設置しており、ミーティングや諸々の対応について、全職員が記入・確認・閲覧でき、全職員で共有できる仕組みになっています。	
III-2-(3)-②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
(コメント)	それぞれの子どもに関する記録のみならず、保護者とのやりとりの各記録などは「個人情報保護マニュアル」等に基づいて鍵付きの倉庫に保管している他、記録に関する「保育マニュアル」や「基本業務マニュアル」等に沿って適切に行われています。また、個人保護規定について明示しており、持ち出しや記録、保管に関しては厳重に遵守するよう指導に努めています。	

児童福祉分野【保育所】の内容評価基準

評価結果		
A-1 保育内容		
A-1- (1) 全体的な計画の作成		
A-1- (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b	
(コメント)	<p>全体的な計画は保育所保育指針をはじめ、各種法令や園の理念に基づいて作成し、子どもの発達や状況・地域の実態を反映するような内容になっています。見直しは年度末に検討会議を行いその時々の子どもの発達や保育時間などを含めた内容になっています。また、保育觀を持つ職員を尊重しながらも保育の足並みをそろえるため、適宜勉強会を実施し園の保育理念等への理解を深める取り組みがされています。作成は園長や主任、一部の職員の意見を反映していますが、今後は職員全体で作成できるような仕組みづくりを期待します。</p>	
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	
(コメント)	<p>保育室は窓から緑の風景が綺麗に見える明るい空間となっています。0歳児の保育室に隣接して1歳児～3歳児、4歳児～5歳児の保育室があり、保育士同士が連携を図りやすくなっているため、各クラスが孤立した空間ではなく、大人も子どもも安心した空間の中で生活できるようになっています。椅子や机、ロッカー等の配置を保育内容に応じて考慮し、必要に応じてレイアウトの変更も行います。湿度や温度は常に適温となるようこまめに空調管理を行い、全フロアに床暖房も整備されていることから、一年を通して快適な生活をおくることができます。また、近隣は自然が多く、野鳥や四季折々の植物が観察できる環境です。</p>	
A-1- (2) -② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	
(コメント)	<p>各クラスに複数の保育士を配置し、ワンフロアで連携が図りやすい保育室であるため、集団の一斉保育でも、子ども一人ひとりの欲求に受容できる環境だといえます。個別配慮のいる子どもや、落ち着いた空間が必要である場合には手作りの仕切りやマットを使用して作っています。また、本園独自で取り入れている「CAPプログラム」に基づき、子どもや保護者、職員の自立・自律、子どもの権利条約をも念頭にした人権意識の向上に努め、園に携わる子どもや大人が安心して個々の状態に応じた生活を目指した保育を行っています。</p>	
A-1- (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	
(コメント)	<p>一人ひとりの発達に応じた保育を行い、無理のない範囲で援助を行っています。食事、睡眠、排泄は基本的に一斉に行いますが、活動に応じてグループに分かれて保育が展開されており、援助が必要な子どもには細やかに1対1で寄り添いながら行っています。できたことの成功体験を子どもと保育士が共有することで、意欲的に生活習慣の習得に繋がるよう援助方法にも工夫しています。また、就学に向けて「チャレンジカード」を取り入れ、お手伝いや目標に向けて達成したことを記していく、家庭と園とで協働して子どもの基本的生活習慣の習得を促しています。</p>	
A-1- (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b	
(コメント)	<p>「遊び部会」を設け、子どもの発達に応じた遊びや制作を提案する活動や縦割り保育の「MJ活動」が定期的に行われています。子どもの遊びの意欲になるべく沿うように朝の会や自由遊びの際に幼児クラスにおいては意見を聞き取り入れるようにはしているものの、基本的に玩具などは倉庫やロッカーに仕舞われているため、今後は保育生活の中でも自由に玩具や遊びを選択できるような環境づくりを心がけ、子どもの主体性を育むより一層の取り組みを期待します。</p>	

A-1- (2) -⑤	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	保育士が常に連携を図った保育を行っています。どの職員によっても心地よく安心して子どもが過ごせるように配慮されています。特に1対1でスキンシップを図れる事を大切にしており、そのために環境や体制づくりに日ごろから工夫しています。遊びにおいては発達に応じて運動遊びや指先を使った遊びを多く取り入れています。各家庭との連携においては、離乳食や排泄、生活の様子を送迎時の丁寧な会話や手書きの連絡ノートを通して、温もりの感じられる方法で情報共有されており、保護者アンケートの結果からも満足度が高いことがわかります。	
A-1- (2) -⑥	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	同じ保育室内で1・2歳児の保育が行われていることから、活動の様子を互いに把握しやすく、アットホームな空間の中で互いに協力して保育が行われています。職員ひとり一人が子どもの表情や指差し等から欲求を汲み取り、コミュニケーションを大切にしています。1歳児においてはふれあい遊びだけでなく、リズム遊びを取り入れ、楽しく自発的に体を動かしながら心身の発達がでるよう保育内容の工夫に努めています。2歳児からは近隣の保育園との交流会があり、社会性を身に着ける事ができる他、ダンスや英語の外部講師を定期的に招き保育生活中に専門的な能力の習得にもつながっています。戸外活動をほぼ毎日取り入れ、近隣の自然に触れる機会を設けています。保護者とのやりとりは手書きの連絡ノートや送迎時の会話で親密に行っています。	
A-1- (2) -⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	3歳以上児の保育の中でリトミック、和太鼓、ダンス、英語の外部講師を定期的に招き、専門的な能力の習得ができる他、挨拶や自己紹介、活動へ取り組む際の姿勢や返事を大切にしています。また、就学に向けて時計やその日の活動を自ら把握し活動できるようカードやボード等を整備しています。5歳児向けには「CAPプログラム」を導入しています。認定講師により職員向け・5歳児向け・5歳児保護者向けワークショップを毎年実施することにより、子どもが生まれながらに持っている内なる力を信じ、その力を活性化させるとともに、自尊感情を育んでいます。また、戸外活動や自由遊びの際は、縦割り保育となることも多く、年下のクラスの友達たちともふれあい、養護と教育が日々一体した環境で保育が行われています。	
A-1- (2) -⑧	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	「インクルーシブ部会」を設け、その子どもの特性にあった保育内容を、保護者、職員、支援員、療育施設職員と協働して個別指導計画を作成しています。その上で子どもが落ち着いて保育生活を過ごせるよう、写真や絵カード、フリースペースを整備しています。その他、巡回指導員を招き、支援内容を都度考慮しています。保護者の要望や家庭での様子もこまめに共有し合って保育に努めています。障がい児保育の研修には年に数回参加した後、勉強会を開催する等、園全体で障がい児保育における専門的な保育知識の習得にも力を入れています。	
A-1- (2) -⑨	それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
(コメント)	その日の体調や生活リズムによって食事量や活動への参加を職員が見守りながら加減しています。延長保育を利用している子どもについては、本園で調理した軽食などを適宜提供しています。休息が必要である子どもにおいては事務所や保育室の一部を利用して休息を取れるよう配慮しています。また、その日の様子は「伝達ノート」を利用して担任以外であっても保護者との情報共有ができるよう工夫しています。	

A-1- (2) -⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
(コメント)	本園では「就学支援マニュアル」を策定しています。それに基づいて、就学に向けた園での取り組み内容を記したお便りを年度初めに保護者へ配布し、家庭と連携して就学を見通した保育を進めています。小学校への関わりとして小学校の運動場を利用する機会を設けたり、近隣の小学校の一年生との交流会なども行っています。また、小学校の教諭を招き、5歳児に小学校の様子を話してもらう機会もあります。小学校の申し送りとしては「児童要録」を使用し、卒園後も必要があれば情報共有を行い、卒園後の子どもたちや保護者も気軽に園を訪れるよう取り組んでいます。	
A-1- (3) 健康管理		
A-1- (3) -①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
(コメント)	「健康管理マニュアル」に基づき、日々子どもたちの適切な健康管理を実践しています。入園時に既往歴や予防接種、アレルギー・ひきつけ等を記録する「健康のきろく」を全園児作成し、すべての子どもの健康状態を把握する仕組みがあります。子どもの健康状態の把握は、会議やミーティングを通じ職員で共有しています。また、入園の際に「保健のしおり」を、定期的に「保健だより」を配布し、家庭と連携して適切な健康管理をできるよう努めています。SIDSに関してはマニュアルに基づいて睡眠時の観察、その様子の記入及び管理を徹底しており、研修を年に一回行っています。	
A-1- (3) -②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
(コメント)	保育園での内科健診・歯科健診などの結果は「健康の記録」に記録し、すぐに確認できるように「健康状態一覧表」に保管しています。また健診結果は迅速に保護者に報告しミーティングなどを通して職員間で共有しています。健診結果を考慮し嘱託医と連携を取り（アドバイスなどを）「ほけんだより」にて定期的に保護者に伝えています。歯科健診などの結果を反映させ、年齢に合った指導（白湯を飲む、うがいや歯磨きなど）を計画の中に入れています。	
A-1- (3) -③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
(コメント)	ガイドラインを基に「アレルギーマニュアル」を作成し、職員は子どもたちに適切な対応をとっています。アレルギー疾患の子どもに対して、新年度に医師の意見書・指示書を提出してもらい、全職員及び給食委託会社と情報共有をしています。月末にアレルギーミーティングを実施し、翌月の献立と代替メニューの確認をした後に保護者に確認したものを作成して提供しています。代替メニューは形・色合い・質感等、通常メニューと変わらないように工夫したものを作成しています。給食提供時は給食室・配膳担当・クラス担任が声出し確認を行い、お盆の名前と座席の固定マークと一致していることを確認することで誤食予防に取り組んでいます。	

A-1-(4) 食事

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
(コメント) 「食育計画」を策定し、それらに基づき園庭菜園やクッキングを行い、子どもたちが食事を楽しめるように努めています。本園では薄味にこだわり、白米には金芽米を取り入れています。また「食育部会」を設置し、世界の料理や日本の郷土料理、新メニューを給食員と協働して献立や子どもが食事を楽しめる企画「ふじのもりカフェ」等を実施しています。喫食状況を日々記し、子どもの好きな献立や苦手なものを把握した上で、無理なく食事がすすめられるよう言葉掛けにも配慮しています。おすすめの季節の献立などは保護者へ配布し、家庭でも食育が行われるよう工夫しています。	
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a

評価結果

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
(コメント) 日々の子どもの様子や園での出来事は連絡ノートやクラスのホワイトボードやドキュメントファイルが手書きで書かれているため、温かみのあるものとして保護者に伝わっていることが保護者アンケート結果からも把握できます。クラス懇談会、個人懇談会などで、新年度の「保育目標やテーマ」「年間スケジュール」「クラスのねらい」を説明し、保育の意図や保育内容について周知しています。保護者からのクレームや要望があった場合の対応の仕組みが定められており、職員に周知しています。また保護者との面談の際は書記が同席し内容を記録しています。記録した内容は議事録にまとめ全職員に情報共有しています。	

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
(コメント) 保護者からの意見・相談・要望などの職員の役割が明文化され、それに基づいた対応を行っています。職員は朝・夕の送迎時に子どもの様子やその他連絡事項などを保護者に積極的に伝え、保護者が安心できるように情報共有を図っています。また保育園生活において配慮を必要とする子どもや保護者に対して個別に面談をするなど保護者が話しやすい環境にしています。送迎時・お帳面・個人面談等で知りえた情報は『個人情報保護マニュアル』に沿って守秘義務を遵守しています。	

A-2- (2) -②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
(コメント)	法人で『虐待対応マニュアル』が定められており、遵守する内容を法人内研修で定期的に実施し、職員が虐待に対しての理解・意識向上する取り組みが行われています。毎朝登園時、全園児に対し必ず視診を実施し、気になる内容があれば管理職や園長に報告、写真で状況を撮影・議事録メモに残し経過観察をするなど虐待の早期発見・予防対応を組織的に行っています。「子どもの権利擁護」において、常に中央子ども相談センターや区役所子育て教育担当者と定期的に情報交換を実施しています。	

評価結果

A-3 保育の質の向上

A-3- (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A-3- (1) -①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
(コメント)	保育実践は保育計画や保育日誌、個別記録などを通して評価・反省を行い、自らの保育内容を振り返る仕組みが定められています。自己評価は「子どもの育ち」と「自らの保育」に対しての2つの視点での評価内容になっています。園のミーティングなどを通して保育実践を振り返り、自己評価をすることで個々の資質向上をめざし園全体の資質向上につなげています。	

評価結果

A-4 子どもの発達・生活援助

A-4-(1) 子どもの発達・生活援助

A-4-(1)-①	体罰等子どもへの不適切な対応が行われないよう、防止と早期発見に取組んでいる。	a
(コメント)	「保育マニュアル」「基本業務マニュアル」に不適切保育についての内容が明記され、子どもの権利を尊重する事や自立・自律を促すための援助方法を明示しています。「人権部会」を設置することにより、子どもの権利推進規定を周知した職員が保育に取り組んでいる中で、万が一に不適切保育や発言が見られた場合には都度会議や連絡を行って防止と早期発見、改善に努めています。	

利用者(保護者)への聞き取り等の結果

調査の概要

調査対象者	ふじのもり保育園保護者
調査対象者数	有効回答者数 55 人
調査方法	自記式WEB調査

利用者への聞き取り等の結果(概要)

【保育の取り組み姿勢について】

入園時に保育方針や保育内容について十分な説明があり、お子様の性格や成長歴の聞き取りもしっかり行われているほか、行事日程も参加しやすいという声が大多数を占めています。

【職員の態度や姿勢について】

「明るく笑顔で接している」「言葉遣いや態度、服装が適切である」「子どもの長所や個性を認めている」「子どもの人権を尊重している」のすべての質問で90%以上の高評価になっています。

【保育内容について】

「園内は清潔で整理されている」、「アレルギー対応でも保護者と連携が取れている」、「遊具や教材が充実している」、「戸外遊びが工夫されている」などすべての項目で高評価になっています。否定的な保護者が1名もいないことも特筆に値します。

【安心・安全について】

感染症情報はしっかり玄関先にも掲示されるなど情報提供されているほか予防の呼びかけもなされています。特に避難訓練の満足度が高くフリーコメントでも読み取れます。

【保護者との情報共有】

充実したおたよりや連絡帳、玄関先のホワイトボードを活用してわかりやすく園やクラスの様子が伝えられているほか、保護者参加型イベントが多数あることによりしっかり情報共有されているようで、90%以上の方が満足されています。一方、園から提供されるものが手書きが多いことから職員の負荷を心配される声や参観の参加人数を増やしてほしいこと、連絡帳のデジタル化の要望も出ています。

【苦情や要望について】

不満や要望はしっかり聞いてくれると約90%の保護者が回答しています。要望として、行事の参加人数をもっと増やしてほしいという声がでています。

【お子様の様子について】

「この園に入れてよかったです。」とすべての保護者が回答しています。また、「入園希望の方がいたら、入園を勧めたい」と回答された方も、実に98%という結果となりました。

福祉サービス第三者評価結果報告書【受審施設・事業所情報】 における項目の定義等について

① 【職員・従業員数】

●以下の項目について、雇用形態（施設・事業所における呼称による分類）による区分で記載しています。

▶正規の職員・従業員

・一般職員や正社員などと呼ばれている人の人数。

▶非正規の職員・従業員

・パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人の人数。

② 【専門職員】

●社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、訪問介護員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、社会福祉主事、医師、薬剤師、看護師、准看護師、保健師、栄養士等の福祉・保健・医療に関するものについて、専門職名及びその人数を記載しています。

③ 【施設・設備の概要】

●施設・設備の概要（居室の種類、その数及び居室以外の設備等の種類、その数）について記載しています。特に、特徴的なもの、施設・事業所が利用される方等にアピールしたい居室及び設備等を優先的に記載しています。併せて、【施設・事業所の特徴的な取組】の欄にも記載している場合があります。

	例
居室	●個室、2人部屋、3人部屋、4人部屋 等
設備等	●保育室（0才児、1才児、2才児、3才児、4才児、5才児）、調乳室、洗面室、浴室、調理室、更衣室、医務室、機能訓練室、講堂 等